

協創のまちづくり補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 9 日告示第 20 号

(目的)

第 1 条 住民自ら地域社会に関心を持ち、理想・魅力・交流・育成・連携・互助をキーワードに当面する地域課題の解決に向け積極的に取り組む地縁組織が、地域の特性を生かした個性的な事業を行い、潤いある地域づくりを推進する場合に要する経費等に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和 35 年葛巻町規則第 5 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織 行政区単位で構成された自治会、町内会、自治振興会、部落会をいう。
- (2) コミュニティ組織 町内に居住若しくは勤務するものを会員に含み、団体相互の連携により地域づくりのための自主的並びに主体的な活動を行う法人格を有さない 5 人以上のグループで、継続的に活動しているまたは今後継続的な活動が見込まれる組織をいう。
- (3) 単独 自治組織、コミュニティ組織が単独で実施する事業をいう。
- (4) 連携 自治組織、コミュニティ組織が 2 団体以上で連携して実施する事業をいう。

(補助金の交付対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできるものは、自治組織及びコミュニティ組織とする。

2 当該年度に受けることのできる補助金は、1 団体 2 事業以内とする。

ただし、つながるまちづくり推進事業中、持続可能な地域づくりの場合はこの限りではない。

(補助事業、事業内容及び補助金の額)

第 4 条 第 1 条に規定する補助事業、事業内容及び補助金の額は、別表 1 のとおりとする。

2 第 1 項で規定する補助事業別の交付対象経費は、別表 2 のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる以外の変更にする。

- (1) 事業内容の変更
- (2) 補助金の増額又は 2 割以上の減額を伴う変更

(申請の取下期日)

第 6 条 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から換算して 15 日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第 7 条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表 3 のとおりとする。

(補則)

第 8 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。
- 2 協創のまちづくり補助金交付要綱（平成 25 年葛巻町告示第 18 号）及び光り輝くまちづくり活動支援事業補助金交付要綱（平成 16 年葛巻町告示第 27 号）は、廃止する。